

1. 会員の加入資格について

加入資格は…

事業主（共済会に加入する）に使用される有給常勤職員であって、事業主および共済会が入会を承認した方
[運営規程第2条]

ここでいう「有給常勤職員」とは、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員）
- ② 一定の雇用期間を定めて使用される職員で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の職員
（非常勤職員、嘱託、パートの名称で呼ばれるものや技能実習生等を含みます。）

1 所定労働時間の3分の2以上とは…

事業所の就業規則で定める正規職員の1日の所定労働時間が8時間、週40時間の場合

→40時間 × 2/3 ≒ 26.66時間

（日によって勤務時間が変わる場合は、一週間をならした所定労働時間の3分の2以上の職員が加入対象）

